

「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」について

令和5年2月
財 務 省

1. 法律案の趣旨

日本経済を取り巻く国際情勢の変化等を踏まえ、株式会社国際協力銀行（JBIC）の機能強化を通じ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強^{じん}靱化やスタートアップ等の日本企業のリスクテイク推進等を進めるとともに、ウクライナの復興を支援。

2. 法律案の概要

（1）日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強^{じん}靱化

- ・ 日本企業のサプライチェーンや産業基盤を支える外国企業を融資対象に追加。
- ・ 日本企業が物資を海外で引き取る場合も輸入金融の対象に追加。
- ・ 日本企業のサプライチェーン強^{じん}靱化に係る海外事業資金を国内大企業経由の融資対象に追加。

（2）デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し

- ・ 海外事業を行う国内のスタートアップ企業や中堅・中小企業への出資・社債取得等を業務に追加。
- ・ 特別業務勘定の対象分野を拡大し、資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等を対象に追加。

（3）国際協調によるウクライナ復興支援への参画

- ・ 国際金融機関によるウクライナ向け融資をJBICが保証できるよう、保証の対象に国際金融機関を追加。

3. 施行日

ウクライナ支援関連は公布の日の翌日、その他は令和6年3月31日までの間において政令で定める日。